

## となり組福祉員設置要綱

### (目的)

第1条 住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進することにより、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが共に支え合い、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域社会の構築を図り、地域を担う人材を育成することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とする。

### (活動内容)

第4条 となり組福祉員が行う活動は、下記のとおりとする。

- (1) 地域の福祉ニーズの把握に努め、その情報を地区社協、民生児童委員協議会、自治会等に連絡する。
- (2) 地域住民に対し、福祉施策の普及啓発を図る。
- (3) その他、地域の福祉活動に協力する。

### (選出)

第5条 自治会は、小グループ単位（町内班に1名）を基準として地域住民からこの事業に賛同する者を選出し、地区社協会長へ報告する。

2 地区社協会長は、選出された者を市社協会長へ推薦する。

### (委嘱)

第6条 市社協会長は、地区社協会長から推薦された者を、となり組福祉員に委嘱する。

### (任期)

第7条 となり組福祉員の任期は、原則2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 となり組福祉員に欠員が生じた場合は、第5条の規定に基づき補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

### (助成)

第8条 市社協は、となり組福祉員の活動に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を地区社協へ助成する。

### (助成金返還)

第9条 本事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を精算し、余剰金が生じた場合には、助成金返還届に返還金を添えて市社協会長に返還するものとする。

(責務)

第10条 活動中知り得た個人情報、この事業の目的以外に利用してはならない。

(その他)

第11条 活動中の事故に備えて「鳥取市社会奉仕活動等補償制度」に加入する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

鳥取市社会福祉協議会会長 様

\_\_\_\_\_ 地区社会福祉協議会

会長 \_\_\_\_\_

**令和 年度 となり組福祉員設置事業 助成金申請書**

標記事業実施にともない、下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請額 \_\_\_\_\_円

〔内訳〕 500円×となり組福祉員 \_\_\_\_\_人 = \_\_\_\_\_円

2 添付書類 となり組福祉員名簿（様式2）

3 新任福祉員・任期更新委員への委嘱状発行について（希望する方に○をつけてください）

委嘱状発行を 【 希望する ・ 希望しない 】

-----  
(様式3)

鳥取市社会福祉協議会会長 様

\_\_\_\_\_ 地区社会福祉協議会

会長 \_\_\_\_\_ (印)

**令和 年度 となり組福祉員設置事業 助成金請求書**

標記事業実施にともない、下記のとおり請求します。

記

1 助成金請求額 \_\_\_\_\_円

〔内訳〕 500円×となり組福祉員 \_\_\_\_\_人 = \_\_\_\_\_円

(様式2)

令和 年度 となり組福祉員名簿

地区社会福祉協議会

No.	氏名	住所	電話番号	委嘱年月
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

\*名簿に記載された個人情報は事業の目的以外で使用することはありません。

(様式4)

令和 年度 となり組福祉員設置事業 活動状況報告書

\_\_\_\_\_ 地区社会福祉協議会

具体的な活動事例 (個人情報に配慮して お願いします)	
となり組福祉員を 設置している効果	
活動上の課題	
となり組福祉員から の声 (要望等)	

※この資料は報告書、研修会等に活用させていただく場合がありますのでご了承ください。